2026年度　同朋大学
大学提携インターンシップ（就業体験）
実施に関する契約書

令和８年　７月　30日

甲　岐阜県岐阜市岩利1158番地
一般社団法人就労支援ぎふの会
代表理事　　藤原　雅章

乙　名古屋市中村区稲葉地町7-1
同　朋　大　学
学　長　　福　田　　誠

丙

一般社団法人就労支援ぎふの会（以下「甲」という。）と同朋大学（以下「乙」という。）と乙に在籍する学生（以下「丙」という。）は、丙が甲において2026年度同朋大学大学提携インターンシップ（就業体験）を実施するに当たり、次の通り契約する。

１．インターンシップ期間
2026年９月７日（月）から2026年９月11日（金）とする。
ただし、甲の定めた休業日は休日とする。

２．インターンシップ時間
午前９時00分から午後16時00分とする。
ただし、午後12時から午後１時までを休憩時間とする。

３．インターンシップ場所
配属先　就労継続支援Ａ型　ウェルピア羽島
所在地　501-6255　羽島市福寿町本郷字千代田75番地
電　話　(058) 201-7712

４．インターンシップの内容
障害者福祉サービスの一部門である、就労継続支援事業における障害者の生産活動への作業指導を学ぶ。

５．インターンシップの諸経費
①　交通費：公共交通料金の実費
②　手　当：無し
③　食　費：無し
④　制　服：無し
⑤　保　険：出社帰社時を含めたインターンシップ期間中の傷害保険は、乙の責任で加入する。

６．インターンシップの終止
インターンシップ中に次の状況が発生した場合は、甲は直ちにインターンシップを休止することができる。
①　丙が正当な理由なく無断で休んだ場合
②　丙に正当な理由があっても、全日程の２割を超える休みがあった場合
③　丙が甲の諸規則、指示を順守しない場合
④　丙の行為が甲の業務に支障を来した場合、また甲の業績を損なう場合

７．守秘義務
丙はインターンシップ中に知り得た業務内容に関わる事項について、一切漏洩してはならない。
また、許可の無い文書及び資料は全て返却する。

８．本契約書に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

以上、本契約の成立を証し、本書を三通作成し、甲、乙、丙署名捺印の上、各々一通を保有するものとする。